

# 平成26年度 東京都立八丈高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

26八丈高第1084号

平成26年9月11日

校長 決 定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- (2) 本校は、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することの無いよう、いじめ問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) 家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

## 2 学校及び教職員の責務

都立八丈高等学校定時制課程及び教職員は、基本的な考え方にとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

校長は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的・計画的な指導を推進することを目的に都立八丈高等学校定時制課程に学校いじめ対策委員会を設置する。

#### イ 所掌事項

委員会は、学校いじめ防止方針の策定、学級担任による問題を抱えた生徒への積極的な働きかけやいじめ防止に関する研修を実施する。

#### ウ 会議

原則として、年2回。また、必要に応じて適宜開催する。

#### エ 委員構成

委員会は、校長、副校長、生活指導部主任、特別支援コーディネーターの4名と校

長が指名する者で構成する。

## (2) 学校サポートチーム

### ア 設置の目的

校長は、暴力や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、警察や社会福祉協議会や子ども家庭支援センターと情報を共有する目的で都立八丈高等学校定時制課程に学校サポートチームを設置する。

### イ 所掌事項

委員会は、いじめ防止に係わる関係諸機関との連携を所掌する。

### ウ 会議

原則として、年2回。また、必要に応じて適宜開催する。

### エ 委員構成

委員会は、校長、副校長、警視庁八丈島警察署防犯係、八丈町社会福祉協議会、八丈町子ども家庭支援センター職員、経営企画室長、教務部主任、生活指導部主任、特別支援コーディネーターの9名と校長が指名する者で構成する。

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

ア いじめに関する講話を3回、合同ロングホームルームで実施する。

イ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動を支援を行う。

ウ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や生徒情報交換会で共通理解を図り、組織的に対応します。

### (2) 早期発見のための取組

ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。

イ スクールカウンセラーと連携して、いじめ相談窓口を設置する。

ウ 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止会議」を通して情報共有に努める。

### (3) 早期対応のための取組

ア いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。

イ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

#### (4) 重大事態への対処

ア いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるとき、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室において学習を行わせる措置を講じます。

イ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、東京都教育員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

#### 5 教職員研修計画

・生徒情報交換会やスクールカウンセラー研修会でいじめに係る研修会を年3回実施する。

#### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

・年5回発行の定時制ニュースをとおして、保護者との連携・啓発を図る。

#### 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

・学校サポートチームの外部委員を連携して、多面的な対応を図る。

#### 8 学校評価

・いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に評価します。

① いじめの早期に関する取組みに関すること

② いじめの再発を防止するための取組みに関すること